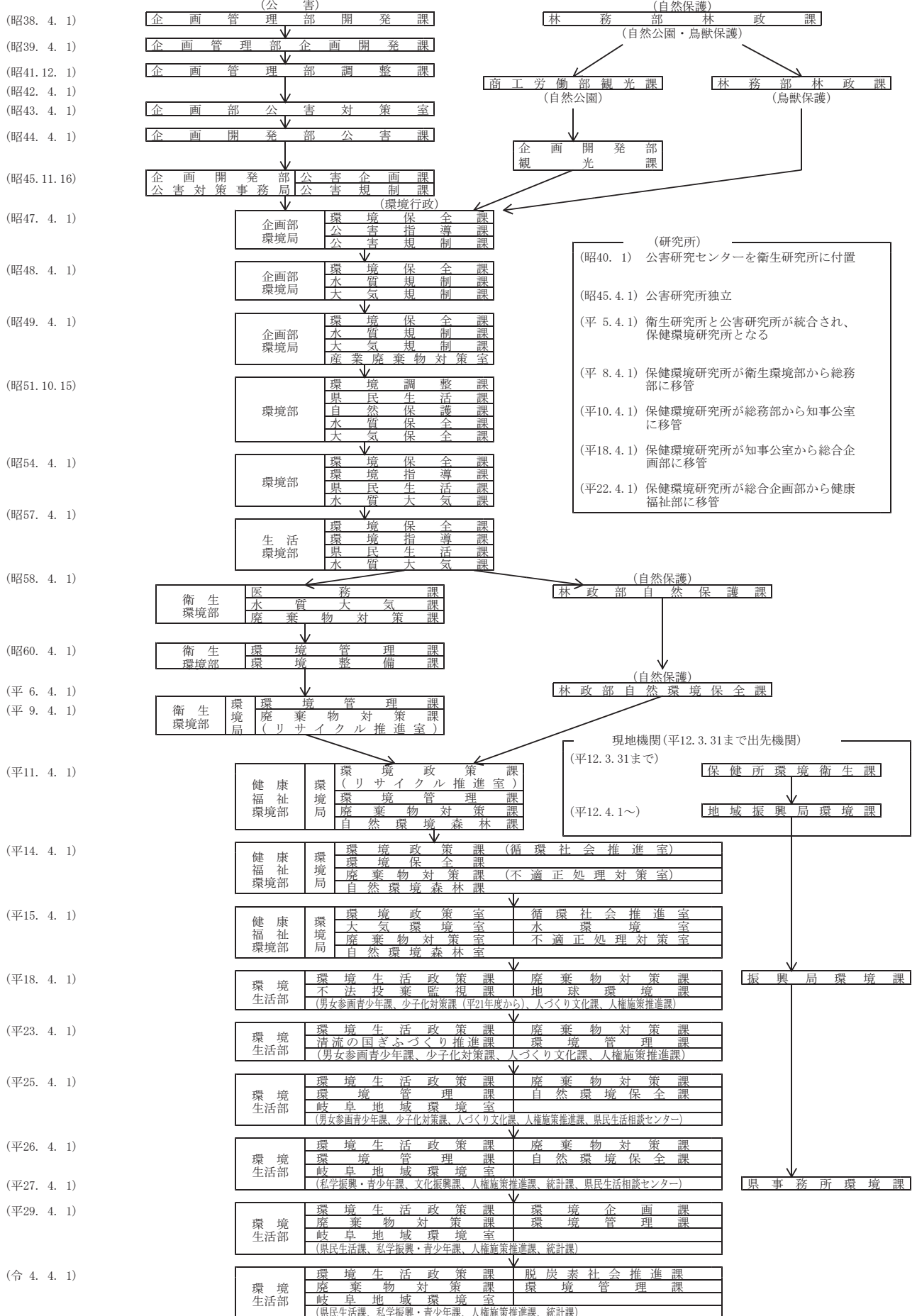


1 岐阜県環境行政組織の変遷<環境生活政策課>



資 料

## 2 主要環境指標でみる岐阜県の位置&lt;環境生活政策課&gt;&lt;環境管理課&gt;

指 標	年 度	岐阜県	全 国	単 位	算 式	資 料	備 考
人口10万人当たり公害苦情件数（総数）	3	86.9	64.7		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
人口10万人当たり公害苦情件数（大気汚染）	3	17.4	13.6		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
人口10万人当たり公害苦情件数（水質汚濁）	3	13.9	4.5		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
人口10万人当たり公害苦情件数（騒音）	3	12.3	15.7		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
人口10万人当たり公害苦情件数（振動）	3	1.0	1.7		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
人口10万人当たり公害苦情件数（悪臭）	3	12.5	8.9		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
人口10万人当たり公害苦情件数（土壌汚染）	3	0.2	0.2		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR2年度
面積1km <sup>2</sup> 当たり特定事業場数（ばい煙）	3	0.172	0.170		特定事業場数 総面積(km <sup>2</sup> )	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データはR2年度
面積1km <sup>2</sup> 当たり特定事業場数（粉じん）	3	0.027	0.028		特定事業場数 総面積(km <sup>2</sup> )	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データはR2年度
面積1km <sup>2</sup> 当たり特定事業場数（VOC）	3	0.002	0.003		特定事業場数 総面積(km <sup>2</sup> )	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データはR2年度
面積1km <sup>2</sup> 当たり特定事業場数（水質）	3	0.780	0.685		特定事業場数 総面積(km <sup>2</sup> )	環境省 「水質汚染防止法等の施行状況」	全国データはR2年度
面積1km <sup>2</sup> 当たり特定事業場数（騒音）	3	0.727	0.553		特定事業場数 総面積(km <sup>2</sup> )	環境省 「騒音規制法施行状況調査」	全国データはR2年度
自然公園面積率（R4.3.31現在）	3	18.4	14.8	%	自然公園面積 総面積	環境省「自然公園面積」	R4.3.31現在

## 3 自然環境保全地域等の指定状況&lt;環境生活政策課&gt;

(令和4年3月末現在)

区 分	地 域 名	所 在 地	面 積 (ha)	内 訳		指 定 年 月 日	特 質
				特別地区 (ha)	普通地区 (ha)		
自然 環 境 保 全 地 域	能郷白山	本巣市根尾能郷	656.45	656.45	-	S51.2.3	亜高山性植物及びブナのすぐれた天然林
	山中山	高山市荘川町	13.12	1.99	11.13	S51.2.3	植物の自生地、高層湿原のミズバ
	秋神	高山市朝日町	10.04	-	10.04	S51.2.3	シラカンバの自生地
	荻町	大野郡白川村	300.45	105.02	195.43	S51.2.3	ブナ、ミズナラを主体とするすぐれた天然林
	北の俣・水の平	飛騨市神岡町	363.52	(1.50) 305.44	58.08	S51.10.15	湿原植物の自生地、ブナ等のすぐれた天然林
	朝日添川	郡上市白鳥町	287.80	84.40	203.40	S51.10.15	トチノキ、サワグルミを主体とする溪畔林、日本海型のブナのすぐれた天然林
	時山	大垣市上石津町	160.80	(27.40) 27.40	133.40	S51.10.15	野生動物の生息地（ヒサマツミドリシジミ、キリシマミドリシジミ）
	関ホタルの川	関市	157.10	(0.80) 0.80	156.30	S51.10.15	野生動物の生息地（ゲンジボタル、カワニナ）
	椈の湖畔	中津川市上野	56.50	(0.70) 0.70	55.80	S51.10.15	ハナノキの自生地
	岩の子	本巣市根尾越波	182.41	79.78	102.63	S52.9.30	日本海型のブナのすぐれた天然林
	御前岳	高山市清見町 飛騨市河合町	406.79	406.79	-	S52.9.30	ブナを主体とする落葉広葉樹林と天然ヒノキ等の針葉樹もみられる温帯極相林
	内脚洞	関市板取	137.62	75.87	61.75	S52.9.30	日本海型ブナ林が大半を占める中にヒノキ、コウヤマキ林がみられるすぐれた天然林
	祖師野	下呂市金山町	34.90	0.87	34.03	S52.9.30	高樹齢かつ学術的価値を有するスギ、ヒノキ等の人工林、野生動物の生息地（ブッポウソウ）
	烏帽子岳	大垣市上石津町	21.24	(4.92) 4.92	16.32	S54.12.28	ホンシャクナゲ及びベニドウダンの自生地
	万波	飛騨市宮川町	127.43	(4.18) 127.43	-	S54.12.28	日本海型ブナ原生林
	小川	郡上市明宝	40.70	(40.70) 40.70	-	S56.7.21	ホンシャクナゲの自生地
16地域	計	2,956.87	(80.20) 1,918.56	1,038.31			

緑地環境保全地域	小倉山	美濃市	9.70	9.70	-	S48.3.31	アカマツ、ヒノキその他広葉樹の良好な緑地
	鶴形山	美濃市	8.70	4.50	4.20	S48.3.31	照葉樹を主体とした良好な緑地
	天瀑山	恵那市岩村町	68.20	10.50	57.70	S48.3.31	アカマツの大径木等の良好な緑地
	南山丘陵	可児郡御嵩町	101.10	-	101.10	S48.3.31	アカマツを主体とした良好な緑地
	千光寺	高山市丹生川町	37.95	20.35	17.60	S51.2.3	スギ、アカマツ、モミ、ケヤキ等の良好な緑地
	荒城神社	高山市国府町	1.16	0.46	0.70	S52.9.30	スギを主体とした良好な緑地
	久津八幡宮	下呂市萩原町	3.42	0.94	2.48	S52.9.30	スギ、ヒノキ、サワラ、シラカシ等の良好な緑地
	水無神社	高山市一之宮町	10.35	4.02	6.33	S53.3.31	スギ、ヒノキの大径木の混交林を主体とした良好な緑地
	日和田小日和田	高山市高根町	4.65	1.13	3.52	S53.3.31	イチイを主体とした良好な緑地
	禅昌寺	下呂市萩原町	5.28	2.06	3.22	S53.3.31	スギ、ヒノキの混交林を主体とした良好な緑地
	大船神社	恵那市上矢作町	7.05	6.88	0.17	S54.3.30	老齢巨木のスギ林を主体とした良好な緑地
	飯島	大野郡白川村	52.88	52.88	-	S55.5.23	日本海型のブナの原生林
	西漆山	飛騨市神岡町	11.10	11.10	-	S55.5.23	ブナ、ミズナラその他温帯広葉樹の良好な緑地
	諏訪神社	下呂市萩原町	0.99	0.86	0.13	S58.10.21	スギを主体とした良好な緑地
	大山白山神社	加茂郡白川町	3.90	3.90	-	S59.11.6	スギ、ヒノキを主体とした良好な緑地
	馬籠	中津川市	327.95	-	327.95	H17.2.25	クヌギを主体とした良好な緑地
16地域	計	654.38	129.28	525.10			
32地域	合計	3,611.25	(80.20) 2,047.84	1,563.41			

備考) 特別地区内の ( ) 内は、野生動植物保護地区で内数を示す。

4 自然公園の指定状況<環境生活政策課>

(令和4年3月末現在)

区分	公園名	関係(県)市町村	公園の特性	面積(ha)	県土面積に対する比率(%)
国立公園	中部山岳	(岐阜、新潟、富山、長野) 高山市、飛騨市	標高3,000m級の山岳景観美、高山植物の群生	(174,323) 24,219	2.3
	白山	(岐阜、石川、富山、福井) 郡上市、白川村、高山市	白山を中心とする山岳景観美	(49,900) 14,017	1.3
国定公園	飛騨木曾川	(岐阜、愛知) 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、下呂市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町、白川町	木曾川、飛騨川沿いの奇岩、峡谷美	(18,074) 14,413	1.4
	揖斐関ヶ原養老	大垣市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、池田町	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美、池田山、養老山系の自然美	20,219	1.9
	計	4箇所		72,868	6.9
県立自然公園	千本松原	海津市	治水神社周辺の松並木及び水郷風景	42	0.0
	恵那峡	中津川市、恵那市	恵那峡を中心とする峡谷美	1,505	0.1
	胞山	中津川市、恵那市	高原、湖が一体となった自然景観美	5,027	0.5
	揖斐	揖斐川町	揖斐川上流の峡谷美	52,834	5.0
	奥飛騨教河流葉	飛騨市	高層湿原植物群落を中心とした自然景観美	2,959	0.3
	宇津江四十八滝	高山市	滝を中心とする景観美	800	0.1
	裏木曾	中津川市	御岳西側の森林峡谷美	11,654	1.1
	伊吹	大垣市、揖斐川町、池田町	伊吹山を中心とする景観美	5,450	0.5
	土岐三国山	土岐市	丘陵地帯からの展望景観美	1,516	0.1
	位山舟山	高山市、下呂市	位山、舟山を中心とする良好な自然美	2,656	0.3
	奥長良川	関市、美濃市、郡上市	長良川に沿った森林及び峡谷美	30,122	2.8
	野麦	高山市	野麦峠を中心とする自然景観美	428	0.0
	せせらぎ渓谷	高山市、下呂市	川上川・馬瀬川流域における渓谷美	1,318	0.1
	天生	飛騨市、白川村	原生林、渓谷を中心とした山岳景観	1,638	0.2
御嶽山	高山市、下呂市	広大な原生林を持つ山岳景観	4,276	0.4	
	計	15箇所		122,224	11.5
	自然公園合計	19箇所		195,093	18.4

備考) 面積欄中の ( ) 内は公園の全面積を示す。

5 岐阜県環境影響評価条例の対象事業<環境管理課>

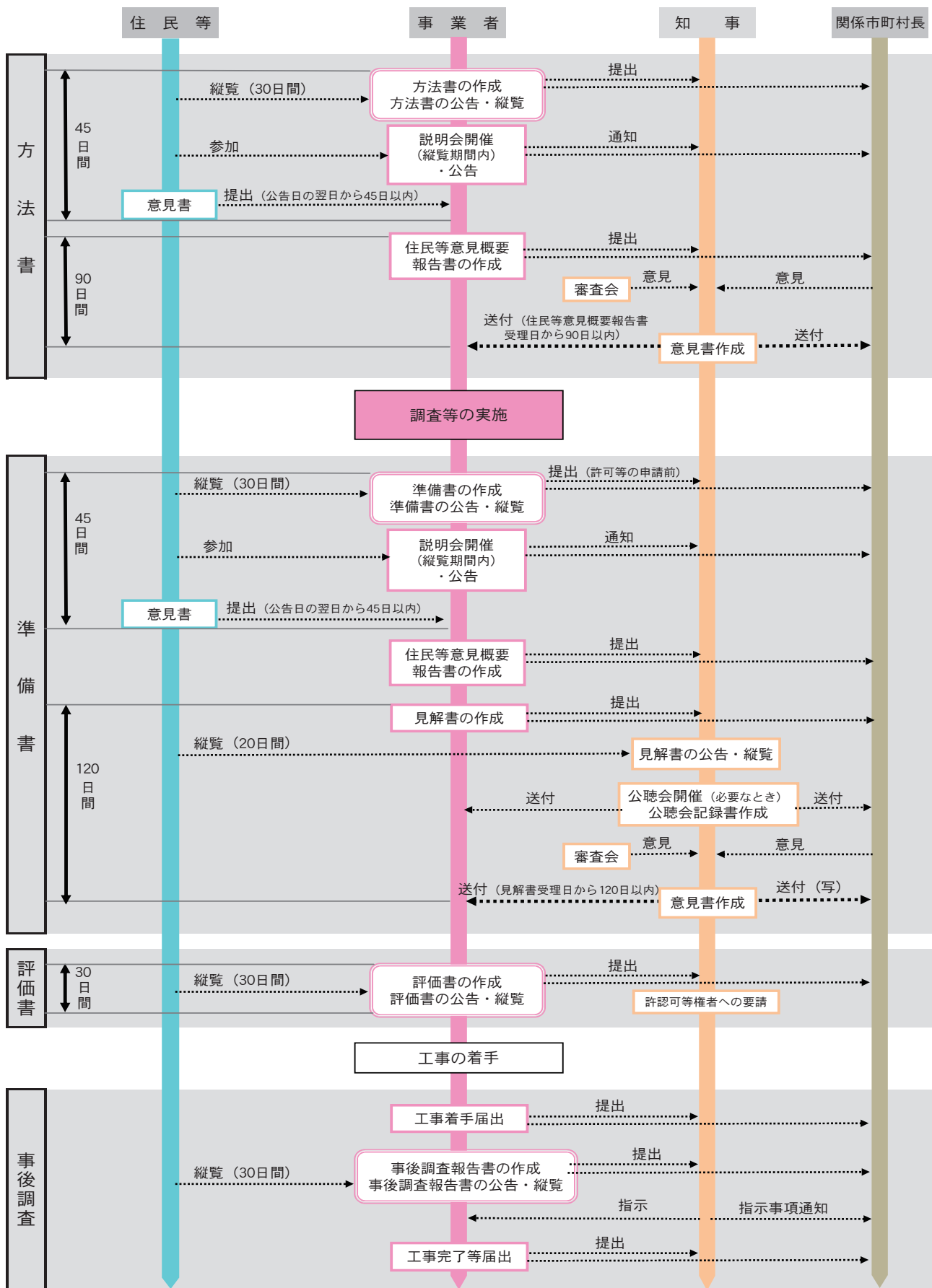
(令和4年3月末現在)

対象事業の種類	要件
1 土地開発事業 (2から6及び8、10、11に該当するものを除く。)	① 一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業（以下「土地開発事業」という。）の施行（②から⑤までに掲げる事業及び自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号の公園事業又は都市公園法（昭和31年法律第79条）第2条第1項の都市公園の造成事業に係る土地開発事業の施行を除く。）。施行する土地の区域（以下「施行区域」という。）の面積が20ヘクタール以上で、かつ、区画形質の変更を行う土地の面積が8ヘクタール以上のもの（標高1,500メートル以上の土地において施行する場合にあっては、施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの）。 ② 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項の流通業務団地造成事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。 ③ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イの工業団地を造成する事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。 ④ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項の土地区画整理事業の施行。施行区域の面積が70ヘクタール以上のもの。 ⑤ 農用地（耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。）の造成事業の施行。施行区域内の最大の団地の面積が500ヘクタール以上のもの。
2 道路の建設	道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号から第4号までに掲げる道路の新設又は改築。新設の場合、道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第5号に規定する車線（以下「車線」という。）の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のもの。改築の場合、車線の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のバイパスを設置するもの又は新たに車線の数を4以上に付加する幅で、かつ、その区間が5キロメートル以上のもの。
3 ダム又は放水路の建設	① ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。以下同じ。）の新設。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。 ② 放水路（河川を分岐して新たに設けられる水路をいう。）の新設。土地改変面積が75ヘクタール以上のもの。
4 堰の建設	取水堰（河川の水位を調節して、都市用水及びかんがい用水等を取水するための堰をいう。）の新築。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。
5 鉄道又は軌道の建設	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道（新幹線鉄道を除く。）又は軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道の建設又は改良。その区間の長さが7.5キロメートル以上のもの。
6 飛行場の建設	航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56条）第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項の自衛隊が設置する陸上空港等の設置又は変更。設置の場合、滑走路の長さが1,875メートル以上のもの。変更の場合、1,875メートル以上の滑走路の増設又は375メートル以上の滑走路の延長（延長後の長さが1,875メートル以上となるものに限る。）
7 廃棄物最終処分場の建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項、第9条の3第1項又は第15条第1項の最終処分場の設置又は変更。設置の場合、廃棄物を埋め立てる区域（以下「埋立地」という。）の面積が5ヘクタール以上のもの。 変更の場合、埋立地の面積が5ヘクタール以上増加するもの。
8 廃棄物処理施設の建設	① 廃棄物処理法第8条第1項又は第9条の3第1項のごみ処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。 ② 廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。
9 工場又は事業場の建設	製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場等」という。）の新設又は変更。新設の場合、工場等で1時間当たり使用する燃料の量（発熱量39.1メガジュールに相当する当該燃料の量が重油1リットルに相当するものとして、重油の量に換算した量（以下「燃料使用量」という。）が4キロリットル以上のもの又は平均的な排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上の工場等を設けるもの。変更の場合、燃料使用量が1時間あたり4キロリットル以上又は平均的な排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上増加するもの。
10 電気工作物の建設	① 水力発電所（水力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。）の建設。出力の合計が1万キロワット以上のもの。 ② 風力発電所の設置又は変更。新設の場合、出力が1,500キロワット以上のもの。変更の場合、発電設備の新設を伴い、出力が1,500キロワット以上増加するもの。 ③ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第1条第8号の電線路（発電所、変電所その他これらに類する施設を除き、かつ、架空のものに限る。）の設置。電圧が25万ボルト以上のもの。
11 高層工作物又は高層建築物の建設	① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）に建築するものを除く。）の建築。接する地盤からの高さが60メートルを超えるもの。 ② 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138号の工作物（商業地域に建築するもの又は仮設のもの（設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し、又は除去することができるものに限る。）を除く。）の建設。接する地盤からの高さが60メートルを超えるもの。

注) これらの事業が環境影響評価法の対象事業であるときは、条例は適用されない。

6 岐阜県環境影響評価条例の手続きフロー<環境管理課>

(平成 24 年 12 月 26 日改正、平成 25 年 4 月 1 日施行)



資  
料

## 7 環境影響評価の実施状況&lt;環境管理課&gt;

(令和4年3月末現在)

## (1) 岐阜県環境影響評価条例

## ①環境影響評価方法書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成26年10月	500kV東京中部間連系変換所分岐線(仮称)新設(500kV飛騨分岐線新設)
2	平成27年4月	中山鉦山周辺土地利用促進事業
3	平成28年4月	500kV恵那分岐線(仮称)新設
4	平成30年10月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ②環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成28年8月	500kV飛騨分岐線新設
2	平成28年9月	中山鉦山周辺土地利用促進事業
3	平成30年8月	500kV恵那分岐線(仮称)新設
4	令和2年5月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ③環境影響評価書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成29年3月	中山鉦山周辺土地利用促進事業
2	平成29年4月	500kV飛騨分岐線新設
3	令和元年8月	500kV恵那分岐線新設
4	令和3年3月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## (2) 環境影響評価法

## ①計画段階環境配慮書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成29年11月	(仮称)米原風力発電事業

※平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ②環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成25年9月	中央新幹線(東京都・名古屋市間)

※平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ③環境影響評価書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成26年4月	国道19号瑞浪恵那道路
2	平成26年8月	中央新幹線(東京都・名古屋市間)

※平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## (3) その他(隣接県環境影響評価条例)

## ①計画段階環境配慮書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成30年6月(配慮書の案)	尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称)整備事業(愛知県環境影響評価条例)

※平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ②環境影響評価方法書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成31年2月	尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)尾張北部環境組合ごみ処理施設(仮称)整備事業(愛知県環境影響評価条例)

※平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ③環境影響評価準備書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	令和2年8月	尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業(愛知県環境影響評価条例)

※平成25年度以降に提出されたものを抜粋

## ④環境影響評価書

No.	公告年月	環境影響評価実施事業の名称
1	令和3年5月	尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業(愛知県環境影響評価条例)

※平成25年度以降に提出されたものを抜粋

8 公害防止管理者等の設置を必要とする工場<環境管理課>

(令和4年3月末現在)

特 定 工 場			特定工場が設置すべき公害防止管理者等		
区 分	特 定 工 場	特定工場の規模	公害防止管理者の種類	公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排出ガス量 4万m <sup>3</sup> N/時以上	大気関係第1種 公害防止管理者	常時使用する従業員が 21人以上の 工場に設置	排出ガス量 4万m <sup>3</sup> N/ 時以上で かつ排水量 1万m <sup>3</sup> / 日以上 の工場に設置
		排出ガス量 4万m <sup>3</sup> N/時未満	大気関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 で排出ガス量 1万m <sup>3</sup> N/時 以上の工場	排出ガス量 4万m <sup>3</sup> N/時以上	大気関係第3種 公害防止管理者		
		排出ガス量 4万m <sup>3</sup> N/時未満	大気関係第4種 公害防止管理者		
水質関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第1種 公害防止管理者		
		排水量 1万m <sup>3</sup> /日未満	水質関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場 で排水量 1千m <sup>3</sup> /日 以上の工場	排水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第3種 公害防止管理者		
		排水量 1万m <sup>3</sup> /日未満	水質関係第4種 公害防止管理者		
騒音・振動関係	騒音規制法に基づく指定地域において機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場若しくは振動規制法に基づく指定地域において液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のもの）、機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマー）を設置している工場		騒音・振動関係 公害防止管理者		
一般粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設を設置している工場		一般粉じん関係 公害防止管理者		
特定粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる特定粉じん(石綿)発生施設を設置している工場		特定粉じん関係 公害防止管理者		
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第12号までに掲げる施設を設置する工場		ダイオキシン類関係 公害防止管理者		

9 公害苦情件数の状況<環境管理課>

(令和3年度)

発生源	種類	典 型 7 公 害							廃棄物投棄	その他	合 計	
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭				合計
産業用機械作動		25	0	0	74	6	0	13	118	1	1	120
産業排水		1	45	0	0	0	0	9	55	1	0	56
飲食店営業		1	4	0	7	0	0	10	22	0	0	22
カラオケ		0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	5
工事・建設作業		36	3	0	70	11	0	3	123	1	6	130
廃棄物投棄		0	4	0	1	0	0	1	6	249	1	256
焼却（施設）		24	0	0	0	0	0	16	40	0	0	40
焼却（野焼き）		232	1	0	0	0	0	80	313	6	34	353
流出・漏洩		3	72	1	0	0	0	3	79	1	2	82
移動発生源（自動車）		3	15	0	13	2	0	1	34	0	1	35
移動発生源（鉄道）		0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1
移動発生源（航空機）		0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	2
家庭生活		3	13	0	16	0	0	25	57	20	5	82
自然系		1	24	0	0	0	0	6	31	0	140	171
その他・不明		12	91	2	54	0	0	78	237	59	53	349
合 計		341	272	3	242	20	0	245	1,123	338	243	1,704

10 大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る環境基準等

(令和4年3月末現在)

(1) 大気汚染に係る環境基準<環境管理課>

項 目	環 境 基 準	評 価	
		短 期 的 評 価	長 期 的 評 価
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値につき0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	—	1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1日平均値につき0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	—
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	—	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%パーセンタイル値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値<環境管理課>

項 目	環 境 基 準	項 目	指 針 値
ベンゼン	1年平均値が3μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が130μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が200μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が150μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	塩化メチル	1年平均値が94μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		クロロホルム	1年平均値が18μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		水銀及びその化合物	1年平均値が40ngHg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		ニッケル化合物	1年平均値が25ngNi/m <sup>3</sup> 以下であること。
		ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m <sup>3</sup> 以下であること。
		1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		マンガン及びその化合物	1年平均値が140ngMn/m <sup>3</sup> 以下であること。

(3) 水質汚濁に関する環境基準及び指針値<環境管理課>

I 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	対 象 区 域	備 考
カドミウム	0.003 mg/L以下	全 公 共 用 水 域	1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	—	
鉛	0.01 mg/L以下	—	2 「検出されないこと」とは、測定した結果が定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05 mg/L以下	—	
砒素	0.01 mg/L以下	—	
総水銀	0.0005 mg/L以下	—	
アルキル水銀	検出されないこと	—	
P	検出されないこと	—	
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	—	
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	—	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	—	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	—	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	—	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	—	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	—	
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	—	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	—	
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	—	
チウラム	0.006 mg/L以下	—	
シマジン	0.003 mg/L以下	—	
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	—	
ベンゼン	0.01 mg/L以下	—	
セレン	0.01 mg/L以下	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	—	
ふっ素	0.8 mg/L以下	海域を除いた全公用水域	
ほう素	1 mg/L以下	—	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	全公用水域	

※令和4年4月1日から、六価クロムの環境基準値が0.02mg/Lに見直されました。



II 生活環境の保全に関する環境基準

①河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考) 基準値は、日間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 ※令和4年4月1日から、「大腸菌群数」は、「大腸菌数」に見直されました。

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1μg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6μg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2μg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2μg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

②湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万m<sup>3</sup>以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 ※令和4年4月1日から、「大腸菌群数」は、「大腸菌数」に見直されました。

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1 mg/L以下

- 備考) 基準値は、年間平均値とする。  
 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
    " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
    " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
    (「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)  
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
    " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
    " 3種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 垂 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1 μg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6 μg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2 μg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2 μg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考) 基準値は、年間平均値とする。

(4) 騒音に係る環境基準<環境管理課>

項目	環境基準		対象区域	備考						
環境騒音 (*1)	一般地域	基準値(デシベル)		(*1) 航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 (*2) 地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、左表にかかわらず、特例として次の表の基準値の欄に掲げるとおりとする。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> 備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）にすることができる。	基準値		昼間	夜間	70デシベル以下	65デシベル以下
		基準値								
		昼間	夜間							
		70デシベル以下	65デシベル以下							
	AA（療養施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域）	50 以下	40 以下							
A（専ら住居の用に供される地域）	55 以下	45 以下								
B（主として住居の用に供される地域）	55 以下	45 以下								
C（相当数の住居とあわせて商業、工業等に供される地域）	60 以下	50 以下								
道路に面する地域(*2)	A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下							
	B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下							
航空機騒音	地域の類型	基準値(Lden) (*3)								
	I（専ら住居の用に供される地域）	57以下								
新幹線鉄道騒音	地域の類型	基準値(デシベル)								
	I（専ら住居の用に供される地域）	70以下								
	II（商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域）	75以下								

(5) 土壌の汚染に係る環境基準<環境管理課>

項目	環境上の条件	対象	備考
カドミウム 全シアン 有機磷(りん)	検液 1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kgにつき0.4mg以下であること。 検液中に検出されないこと。 検液中に検出されないこと。	汚染がもつばら自然的原因によることが明らかである	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

鉛	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。	ると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。	2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、(ウ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検出濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
六価クロム	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。		
砒 (ウ) 素	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kgにつき15mg未満であること。		3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
総水銀	検液 1Lにつき0.0005mg以下であること。		4 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。		5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
P C B	農用地 (田に限る。) において、土壌 1kgにつき125mg未満であること。		
銅	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。		
ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。		
四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。		
クロロエチレン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。		
(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)			
1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下であること。		
1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.1mg以下であること。		
1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下であること。		
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき1mg以下であること。		
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。		
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。		
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。		
1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。		
チウラム	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。		
シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下であること。		
チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。		
ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。		
セレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。		
ふっ素	検液 1Lにつき0.8mg以下であること。		
ほう素	検液 1Lにつき1mg以下であること。		
1,4-ジオキサン	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。		

(6) 公共用水域に係る水質要監視項目<環境管理課>

ア 健康の保護に関する要監視項目

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェントロチオン (MEP)	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L以下
クロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
E P N	0.006mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005 mg/l 以下 (暫定) ※

※PFOS 及びPFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及びPFOA の合計値とする。

イ 水生生物保全に関する要監視項目

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/L以下
		生物特 A	0.006mg/L以下
		生物 B	3mg/L以下
		生物特 B	3mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05mg/L以下
		生物特 A	0.01mg/L以下
		生物 B	0.08mg/L以下
		生物特 B	0.01mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1mg/L以下
		生物特 A	1mg/L以下
		生物 B	1mg/L以下
		生物特 B	1mg/L以下
4-tert-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	1µg/L以下
		生物特 A	0.7µg/L以下
		生物 B	4µg/L以下
		生物特 B	3µg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02mg/L以下
		生物特 A	0.02mg/L以下
		生物 B	0.02mg/L以下
		生物特 B	0.02mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03mg/L以下
		生物特 A	0.003mg/L以下
		生物 B	0.03mg/L以下
		生物特 B	0.02mg/L以下

備考) 類型は水生生物保全環境基準に同じ

(7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準<環境管理課>

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下

(8) 公共用水域等における農薬の水質評価指針<環境管理課>

項目	種類	指針値
イプロジオン	殺菌剤	0.3 mg/L以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 mg/L以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 mg/L以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 mg/L以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 mg/L以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 mg/L以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 mg/L以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 mg/L以下
シメトリン	除草剤	0.06 mg/L以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
トリクロルホン	殺虫剤	0.03 mg/L以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/L以下
フサライド	殺菌剤	0.1 mg/L以下
ブタミホス	除草剤	0.004 mg/L以下
プロプロフェジン	殺虫剤	0.01 mg/L以下
プレチラクロール	除草剤	0.04 mg/L以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05 mg/L以下
プロモブチド	除草剤	0.04 mg/L以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2 mg/L以下
ペンシクロン	殺菌剤	0.04 mg/L以下
ペンシリド (SAP)	除草剤	0.1 mg/L以下
ペンディメタリン	除草剤	0.1 mg/L以下

資 料

セレン 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ふっ素 ほう素 1,4-ジオキサン	0.01 mg/L以下 10 mg/L以下 0.8 mg/L以下 1 mg/L以下 0.05 mg/L以下	マラチオン (マラソン) メフェナセツト メプロニル モリネート	殺虫剤 除草剤 殺菌剤 除草剤	0.01 mg/L以下 0.009 mg/L以下 0.1 mg/L以下 0.005 mg/L以下
---	---	---	--------------------------	---

※令和4年4月1日から、六価クロムの環境基準値が0.02mg/Lに見直されました。

(9) ダイオキシン類対策特別措置法における環境基準<環境管理課>

調査対象	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年間平均値)
公共用水域	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
地下水	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下 (調査指標 250 pg-TEQ/g以下)
底質	150 pg-TEQ/g 以下
水生生物	設定されていない

(10) ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の排出基準<環境管理課>

[排出ガス]

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>)

種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設	既設施設
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	0.1	1
	2~4 t/h	1	5
	2 t/h未満	5	10
焼結炉		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

[排水水]

(単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類	新設施設	既設施設
1 クラフトパルプ等製造用塩素漂白施設		
2 カーバイト法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設		
3 硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設		
4 アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設		
5 担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設		
6 塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設		
7 カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等		
8 クロロベンゼン、ジクロロベンゼン製造用水洗施設等		
9 4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等		
10 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	10	10
11 ジオキサンバイオレット製造用洗浄施設等		
12 アルミニウム合金製造用廃ガス洗浄施設等		
13 亜鉛回収用精製施設等		
14 担体付き触媒からの金属の回収用ろ過施設等		
15 廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設等		
16 PCB分解施設等		
17 フロン類の破壊用プラズマ反応施設等		
18 下水道終末処理施設		
19 1から17の施設から排出される水の処理施設		

※pg : ピコグラム。1ピコグラムは、1兆分の1グラム

※ng : ナノグラム。1ナノグラムは、10億分の1グラム

※TEQ : 毒性等量。(Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類は223種類の物質の総称で、これらの内毒性のある物は29種類。29種類の物質の毒性は、強弱があり、その内の最も毒性の強い1種類 (2,3,7,8-TeCDD) の毒性を1 (基準) としてダイオキシン類の量を毒性の強さで換算集計したもの。

11 二酸化硫黄の年平均値の経年変化<環境管理課>

(単位：ppm)

地域	測定局名	年 度					
		H28	H29	H30	R1	R2	R3
岐阜	岐阜中央	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
	岐阜南部	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
	岐阜北部	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	各務原	0.004	0.005	0.004	0.004	0.003	0.003
	本巣	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
西濃・羽島	平均	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	羽島	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005
	大垣中央	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	大垣南部	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001
大垣西部	平均	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
	平均	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
揖斐	揖斐	-	-	-	-	-	0.000
可茂	美濃加茂	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002
中濃	関	-	-	0.001	0.001	0.000	0.001
郡上	郡上	-	-	-	0.000	0.000	0.000
東濃西部	笠原	0.003	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
	瑞浪	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001	0.000
	平均	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002
恵那・中津川	恵那	-	-	-	0.000	0.000	0.000
	中津川	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
下呂	平均	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	下呂	-	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
飛騨	高山	0.003	0.003	0.002	0.002	0.000	0.000
乗鞍	乗鞍	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	-
	平均*	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001

※長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とする